

## 【 検査 】

## 813 リドカイン塩酸塩（喉頭内視鏡検査時等）の算定について

《令和8年4月30日》

## ○ 取扱い

- ① 次の診療行為時のリドカイン塩酸塩の算定は、原則として認められる。
  - (1) 喉頭内視鏡検査時 【ビスカス、液、噴霧液】
  - (2) 気管支内視鏡検査時 【ビスカス、液、噴霧液】
  - (3) 気管内挿管時 【ゼリー、噴霧液】
- ② 下部消化管内視鏡検査時のリドカイン塩酸塩【ビスカス、液、噴霧液】の算定は、原則として認められない。

## ○ 取扱いを作成した根拠等

リドカイン塩酸塩であるキシロカインビスカス、キシロカイン液、キシロカインゼリー及びキシロカインポンプスプレーは、それぞれ、経口表面麻酔剤、表面麻酔剤、粘滑・表面麻酔剤及び定量噴霧式表面麻酔剤であり、上記①の診療行為時、患者の苦痛、咽頭反射抑制等の観点から一般的に使用されている。

一方、下部消化管内視鏡検査時において、ビスカス、液、噴霧液を使用する医学的有用性は低い。

以上のことから、上記①の診療行為時のリドカイン塩酸塩各種の算定は、原則として認められるが上記②の下部消化管内視鏡検査時のリドカイン塩酸塩【ビスカス、液、噴霧液】の算定は、原則として認められないと判断した。